

京都市立学校学習用コンピュータ貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、ICTを利活用した教育を進め、教育の質の向上を図るため、京都市立学校（以下「市立学校」という。）に在籍する児童生徒に対して本市が所有する学習用コンピュータ等を貸し出す際に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学習用コンピュータ」とは、タブレット及びタブレット型コンピュータを含むコンピュータで、市立学校での学習活動に必要な不可欠な教材・教具として使用するための設定及びセキュリティに係る対策を講じたものをいう。

(貸出物品)

第3条 この規程により貸し出す物品（以下「貸出物品」という。）は、学習用コンピュータ及びその使用のために必要な付属品とする。

(貸出対象者)

第4条 貸出物品の貸出を受けられる者は、市立学校に在籍する児童生徒の保護者（親権を行使する者その他現に当該児童生徒を監護するものをいう。以下同じ。）とする。

(事務)

第5条 市立学校の校長（以下「校長」という。）は、学校における貸出に関する事務を行う。

(管理)

第6条 校長は、貸出状況を常に明らかにするため、貸出台帳を備えなければならない。

(貸出期間)

第7条 貸出物品の貸出期間は、貸出決定日から当該年度内の校長が定める日までとする。

(貸出期間の延長)

第8条 校長が貸出期間の延長について支障がないと判断した場合は、1年以内の貸出期間の延長ができる。延長は繰り返すことが可能であり、卒業日前3箇月以内の校長が定める日まで貸出期間を延長することができる。

(貸出料)

第9条 貸出物品の貸出料は、無料とする。

(承諾書の提出)

第10条 校長は、貸出物品の貸出を受けようとする者から京都市立学校学習用コンピュータ等借受条件承諾書（以下「承諾書」という。）の提出を受けるものとする。

(貸出の通知)

第11条 承諾書を受理したときは、京都市立学校学習用コンピュータ等貸出通知書により、承諾書を提出した者に貸出期間等を通知するものとする。

2 前項の手続は、校長が処理するものとする。

(受領書)

第12条 貸出物品の貸出を受けた保護者（以下「保護者」という。）は、貸出物品を受領した場合は、速やかに校長へ京都市立学校学習用コンピュータ等物品受領書を提出するものとする。

(貸出物品の変更)

第13条 校長は、貸出した貸出物品を変更するときは、京都市立学校学習用コンピュータ等貸出物品変更通知書により、保護者に通知するものとする。

2 保護者は、前項の通知を受けたことをもって、校長の指示により貸出物品の変更をすることとする。

(貸出物品の取扱い)

第 14 条 保護者は、貸出物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとし、貸出物品を利用する児童生徒（以下「利用者」という。）その他保護者以外の者が貸出物品に関わる場合も同様の義務を負う。

2 利用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸出物品を、他者に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸出物品を、売却、廃棄又は破損すること。
- (3) 貸出物品を、学習活動や学校との連絡等校長が定めた用途以外に使用すること。
- (4) 貸出物品を利用し、他者に対して被害や悪影響を与えること。
- (5) 校長が別に定める学習用コンピュータ等利用規約等に反する行為を行うこと。
- (6) その他学習用コンピュータ等貸出目的及び貸出決定通知書に記載されている遵守事項に反すること。

3 保護者は、校長から貸出物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(充電に係る経費)

第 15 条 学習用コンピュータの充電に係る経費は、保護者の負担とする。

(亡失又は損傷の届出)

第 16 条 保護者は、貸出物品を亡失したとき又は貸出物品が損傷したときは、直ちに京都市立学校学習用コンピュータ等貸出物品亡失・損傷届を校長に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該事由が保護者又は利用者の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、修繕費等の貸出物品の現状復旧に要する費用は、保護者負担とする。

(損害賠償)

第 17 条 保護者は、貸出物品の利用に当たり、保護者又は利用者の責に帰すべき理由により本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

(貸出の取消し)

第 18 条 第 7 条又は第 8 条の貸出期間中であっても次の各号のいずれかに該当するときは、貸出を取り消すことがある。

- (1) 利用者が、市立学校の児童生徒でなくなったとき。
- (2) 保護者又は利用者が、第 14 条の規定に違反したとき。
- (3) その他、貸出物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 前項の規定により貸出を取り消したときに、京都市立学校学習用コンピュータ貸出取消通知書により、保護者に通知するものとする。ただし、通知する前に貸出物品が返却された場合は、この限りでない。

(貸出物品の返却)

第 19 条 保護者は、第 7 条又は第 8 条により校長が別途定める貸出期間終了日までに、貸出物品を返却するものとする。

2 保護者は、第 18 条による貸出の取消しを受けた場合は、校長が別途定める日までに貸出物品を返却するものとする。

3 貸出物品を前項の返却日までに返却せず、校長からの督促にも応じない場合は、保護者は貸出物品の価額を弁償する責任を負う。

(その他)

第 20 条 災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等，休業期間中における I C T の活用による児童生徒の学習の機会を確保するために貸出を行う場合も，本規程を適用する。

(補則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか，貸出において使用する各様式，その他必要な事項は，教育委員会事務局総務部学校事務支援室長が別に定める。

附 則

本規程は，令和 2 年 9 月 30 日から施行する。